

万引きをしない、させない、許さない

7月7日(火)～13日(月)は万引き防止週間です

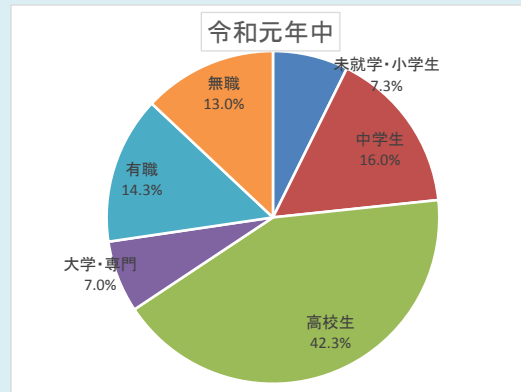
☆万引き

万引き、自転車盗、オートバイ盗、占有離脱物横領は「初発型非行」と呼ばれ、様々な犯罪の入り口となる「ゲートウェイ犯罪」とも呼ばれています。

初発型非行の約半数が万引きです。

☆万引きの学職別割合

万引きで検挙された少年の約7割が小学生・中学生・高校生です。



不良行為を未然に防ぐための重要なポイント！

～子供の変化に関心を～

- 服装や持ち物、髪型の急な変化
- 乱暴な行為や言葉遣いの乱れ
- 家庭での会話がなくなる（少なくなる）
- 学校での遅刻・欠席の増加や、荒れた授業態度
- 外泊や深夜の外出
- 友達からの急な呼び出し



子供にこんな行動がみられたら注意してください

子供には、自分自身を大切に、悪い誘いを寄せつけない、誘われても断れる勇気を持たせましょう！



埼玉県警察

埼玉県警察からのお知らせ

万引きは犯罪です！

～10年以下の懲役または50万円以下の罰金刑～

万引きQ & A

Q：万引きして見つかったらお金を出して買えばいいでしょ。

A：お金を払っても罪は消えません！

Q：友達に盗んでくるように頼んだり、もらったりしていいの？

A：ダメ！自分で盗まなくても罪になるよ。



よ～く考えてみよう

万引きをされたお店では...

- ・ 1冊の本を万引きされると、その損失を補うために10冊の本を売らなければならない



家族の気持ち・・・

- ・ 皆さんを大切に思っている人がたくさんいます



万引きは

窃盗罪
切盗罪



やり直しはきかない！

もしも誘われたら・・・、
はっきりと断る
ことが大事です！



埼玉県警察